

第40回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

令和8年3月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

東京都新宿区下宮比町3番2号 飯田橋スクエアビル3階
TKP飯田橋ビジネスセンター

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えないようご注意ください。

議案

第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

【ご出席を予定又は検討されている株主様】

席数に限りがございますので、議決権の行使は書面による方法もご検討ください。会場へのご来場にも関わらず、入場できない可能性がございます。また、お土産のご用意はございませんので、予めご理解いただけますようお願い申し上げます。

目次

ごあいさつ	1
第40回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
事業報告	9
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告	36

株式会社ピーエイ

証券コード：4766

ごあいさつ



代表取締役会長兼社長

加藤 博敏

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜りありがとうございます。たく厚く御礼申し上げます。

第40回定時株主総会を令和8年3月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び第40期の事業の概要につき説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

経営理念

「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションのもと様々な地域課題の解決のための事業を展開しております。

株主各位

証券コード 4766
令和8年3月11日

本社所在地：東京都目黒区原町一丁目7番8号Craft Village NISHIKOYAMA 内
(登記上の本店所在地：福島県双葉郡楢葉町大字北田字上ノ原27-95)

株式会社ピーエイ
代表取締役会長兼社長 加藤 博敏

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際して、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイト
にアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://pa-co-ltd.co.jp/ir/ir_event/



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/4766/teiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ピーエイ」又は「コード」に当社証券コード「4766」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和8年3月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、令和8年3月26日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	令和 8 年 3 月 27 日（金曜日） 午前 10 時
2 場 所	東京都新宿区下宮比町3-2 飯田橋スクエアビル3階 TKP飯田橋ビジネスセンター (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第40期（自令和7年1月1日 至令和7年12月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第40期（自令和7年1月1日 至令和7年12月31日）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	前頁に記載の【議決権行使のご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参下さいませようお願い申し上げます。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 当社は、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、前頁の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 1. 連結計算書類の連結注記表
 2. 計算書類の個別注記表

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	地位	重要な兼職の状況	
1	かとう ひろとし 加藤 博敏	代表取締役 会長兼社長	(株)アルメイツ取締役 (株)ピーエイケア取締役 (株)福島インカネイト代表取締役 (株)ピーエイインカネイト新潟代表取締役 (株)ピーエイインカネイト北海道取締役	再任
2	かきうち やすはる 垣内 康晴	取締役	(株)アルメイツ取締役 (株)ピーエイケア取締役 (株)ピーエイインカネイト新潟取締役 (株)ピーエイインカネイト北海道取締役	再任
3	ふじまき だいすけ 藤巻 大介	執行役員	(株)ピーエイインカネイト新潟取締役	新任
4	ふかや つるき 深谷 弦希	取締役	SHOEI CHINA Co.,Limited 董事長	再任 社外 独立
5	たんば ふみのり 丹波 史紀	取締役	立命館大学産業社会学部教授	再任 社外 独立

<ご参考> 取締役候補者の指名方針及び手続き

取締役複数名の推薦による者を指名候補者として、社外取締役が全体の2/5以上を占める取締役会にて審議し決定しております。

候補者
番号

1



再任

かとう ひろし
加藤 博敏

(昭和33年2月28日生)

所有する当社の株式数… 1,481,200株
在任年数…………… 40年
取締役会出席状況…………… 20/20回

略歴、当社における地位及び担当

昭和55年 株式会社資生堂入社	令和3年 当社 代表取締役ファウンダー兼CEO
昭和61年 有限会社ピーエイ設立、代表取締役社長	令和4年 当社 代表取締役会長兼CEO
平成2年 株式会社ピーエイに改組、代表取締役社長	令和5年 当社 代表取締役会長兼社長(現任)
平成28年 株式会社ピーエイケア取締役(現任)	令和6年 株式会社福島インカネイト代表取締役(現任)
平成29年 株式会社アルメイツ取締役(現任)	令和6年 株式会社ピーエイインカネイト新潟代表取締役(現任)
	令和7年 株式会社ピーエイインカネイト北海道取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ピーエイケア取締役、(株)アルメイツ取締役、(株)福島インカネイト代表取締役、(株)ピーエイインカネイト新潟代表取締役、(株)ピーエイインカネイト北海道取締役

【選任理由】

加藤博敏氏は、当社及びピーエイグループ会社の代表取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、求人業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

2



再任

かきうち やすはる
垣内 康晴

(昭和38年7月9日生)

所有する当社の株式数… 5,000株
在任年数…………… 5年
取締役会出席状況…………… 20/20回

略歴、当社における地位及び担当

昭和61年 株式会社アルバイトタイムス入社	令和3年 当社 代表取締役社長兼COO
平成16年 同社 取締役管理本部長	令和5年 当社 取締役副社長
平成18年 同社 取締役管理本部・人事本部管掌	令和5年 当社 取締役(現任)
平成19年 同社 代表取締役社長	令和6年 株式会社福島インカネイト取締役
令和2年 当社 顧問	令和6年 株式会社ピーエイインカネイト新潟取締役(現任)
令和3年 当社 取締役	令和7年 株式会社ピーエイインカネイト北海道取締役(現任)
令和3年 株式会社アルメイツ取締役(現任)	
令和3年 株式会社ピーエイケア取締役(現任)	

重要な兼職の状況

(株)アルメイツ取締役、(株)ピーエイケア取締役、(株)ピーエイインカネイト新潟取締役、(株)ピーエイインカネイト北海道取締役

【選任理由】

垣内康晴氏は、令和3年より取締役として、当社グループの経営の指揮を執り、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めてまいりました。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

候補者
番号

3



新任

ふじまき だいすけ
藤巻 大介

(昭和46年9月27日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数……………一年
取締役会出席状況……………一回

略歴、当社における地位及び担当

平成16年 当社 入社
平成25年 当社 執行役員 信越エリア本部長
兼新潟事業部長
平成26年 当社 執行役員 企画制作本部長兼
海外事業担当兼業務改善担当
平成29年 当社 執行役員 営業支援本部長
長兼コンテンツ向上部部长
平成30年 当社 執行役員 営業統括本部長代
行兼長野事業部長兼石川事業部長
令和5年 当社 執行役員 リーディングソリ
ューション事業本部本部長(現任)
令和7年 株式会社ピーエインカネイト新潟取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)ピーエインカネイト新潟取締役

【選任理由】

藤巻大介氏は、当社入社以来、営業部門に従事し、人材ソリューション事業に関する豊富な業務知識・経験・能力を有するとともに、当社取締役として相応しい人格を有しております。また、2013年より当社執行役員として、その職務を適切に遂行していることから、当社の持続的な企業価値の向上を図る役割を務めてまいりました。今後においても更なる貢献が期待できるため、当社の取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4



再任

社外

独立

ふか や つる き
深谷 弦希

(昭和43年5月1日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数……………8年
取締役会出席状況……………20/20回

略歴、当社における地位及び担当

平成2年 日本ジョイントベンチャー株式会社入社
平成6年 株式会社サンシャット海外事業部東京支社長
平成15年 有限会社ライフケアイト代表取締役社長(現任)
緑洲大地(北京)投資咨询有限公司董事長(現任)
平成16年 邦博(北京)医薬技術開発有限公司董
事長・総経理(現任)
平成21年 当社(社外)取締役
平成25年 SHOEI CHINA Co.,Limited董事長(現任)
平成30年 当社(社外)取締役(現任)

重要な兼職の状況

SHOEI CHINA Co.,Limited董事長

【選任理由及び期待される役割の概要】

深谷弦希氏は、経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しておられ、その幅広い見地から当社経営に対する監督・助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、開催された委員会2回に出席しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5

たんば ふみのり
丹波 史紀

(昭和48年12月11日生)

所有する当社の株式数… 一株
在任年数…………… 2年
取締役会出席状況…………… 14/20回



再任 社外 独立

略歴、当社における地位及び担当

平成13年 名古屋文化学園医療福祉専門学校専任講師 平成29年 立命館大学産業社会学部准教授
平成14年 姫路日ノ本短期大学専任講師 令和2年 同上 教授(現任)
平成16年 福島大学行政社会学部助教授 令和6年 当社(社外)取締役(現任)
平成19年 同大学行政政策学類准教授

重要な兼職の状況

立命館大学産業社会学部教授

【選任理由及び期待される役割の概要】

丹波史紀氏は、産業社会等に関する専門的な見識と大学における豊富な経験を有しており、これらに基づき、当社経営に対する監督・助言等いただくことを期待し社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、取締役会の諮問機関である報酬委員会の委員として、開催された委員会2回に出席しており、客観的・中立的な立場から助言や提言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 加藤博敏氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 深谷弦希氏及び丹波史紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
当社は、深谷弦希氏及び丹波史紀氏との間で、会社法第427条第1項規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、深谷弦希氏及び丹波史紀氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況(3) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。本議案候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役候補者朝妻義孝氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになった場合を就任の条件とし、その任期は退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

あさつま
朝妻

よしたか
義孝

(昭和37年10月21日生)

所有する当社の株式数… 一株



略歴、当社における地位

昭和56年 新潟スポーツ株式会社入社
平成元年 株式会社日刊通信入社
平成6年 株式会社エヌエスアイ入社
平成17年 同社取締役
平成19年 同社代表取締役社長
平成27年 株式会社NSIサービス取締役(現任)

平成28年 株式会社NSIプロパティ代表取締役
平成30年 一般社団法人まちづくりスポーツ支援協会理事(現任)
令和2年 株式会社マックブランド取締役(現任)
令和6年 株式会社エヌエスアイ会長(現任)
令和6年 株式会社NSIプロパティ取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)エヌエスアイ会長、(株)NSIサービス取締役、(株)NSIプロパティ取締役、(株)マックブランド取締役

補欠の社外監査役候補者とした理由

朝妻義孝氏は、企業経営における豊富な経験・実績・見識を有しており、同氏が監査役に就任した場合、これらの経歴に基づく見識を活かすことで、企業の健全性を確保するための監査を適切に行うことができると判断し、補欠の社外監査役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 朝妻義孝氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 朝妻義孝氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
4. 当社は、朝妻義孝氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3) ④役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。朝妻義孝氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、一部に足踏みが見られるものの、緩やかな回復基調で推移しました。一方、米国の通商政策による景気下振れリスクや物価上昇の継続、金融・資本市場の変動等への警戒は継続しており、先行きは不透明な状況にあります。設備投資や株価上昇により景況感は改善傾向にあるものの、個人消費は弱含みで家計支出の伸び悩みが見られました。

世界情勢では地政学リスクが高水準で推移し、エネルギー・原材料価格の変動等の影響には引き続き注意が必要であり、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような経営環境のなか、当社グループにおいては「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションのもと、そのミッションに合致した地域活性化に関わる様々な事業を推進してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの連結業績は、売上高2,021百万円（前年同期比7.7%増）、営業利益127百万円（前年同期比89.8%増）、経常利益142百万円（前年同期比109.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益95百万円（前年同期比30.6%増）となりました。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

人材ソリューション

事業

売上高

950百万円

(前連結会計年度比3.2%減)

人材ソリューション事業の当連結会計年度の売上高は950百万円(前連結会計年度比3.2%減)となりました。

人材ソリューション事業では、自社採用メディア「ジョブポストweb」を通じて多様な人材のマッチングを行い、顧客企業の採用活動を支援しております。

採用需要が緩やかに回復するなか、特に正社員領域において企業の採用意欲が高まっております。このような環境において、当社グループは営業力を強みに既存顧客の深耕および新規顧客の開拓を進めてまいりました。一方で、営業人員の採用計画の遅れにより、一部エリアにおいて営業体制が十分に整わず、既存顧客の深耕および新規顧客の開拓が想定どおりに進まなかったことから、売上高は前年同期を下回りました。

今後は、積極的な採用活動および人材投資を通じて営業体制の強化を図るとともに、サービス提案力および営業力の向上に努め、顧客基盤の一層の拡大を目指してまいります。



人材派遣・人材紹介

事業

売上高

369百万円

(前連結会計年度比11.4%増)

人材派遣・人材紹介事業の当連結会計年度の売上高は369百万円(前連結会計年度比11.4%増)となりました。

人材派遣・人材紹介事業では、主として新潟県および長野県を中心に事業を展開し、地域に特化したサービスを提供しております。

派遣需要が緩やかに回復するなか、積極的な営業活動が奏功し、特に業務請負分野において商業施設を中心とした大型受注を獲得したほか、人材紹介事業も堅調に推移した結果として、売上高は前年同期を上回りました。

今後も、既存顧客との関係を一層強化するとともに、特定の需要を的確に取り込む施策を推進してまいります。また、営業人員の増加による対応力の向上を図り、顧客ニーズに柔軟に対応しながら、さらなる売上高の拡大を目指してまいります。



**こどもケアサポート
事業
売上高
606百万円**

(前連結会計年度比20.9%増)

こどもケアサポート事業の当連結会計年度の売上高は606百万円(前連結会計年度比20.9%増)となりました。

こどもケアサポート事業では、令和7年12月現在、小規模認可保育園を7施設、放課後等デイサービス施設を6施設運営しております。

保育事業においては、「安心・安全」な運営体制の一層の強化および人材育成を通じて、高品質な子育て支援サービスの提供に努めてまいりました。

放課後等デイサービス事業においては、子供たちが自立した日常生活を送ることができるよう、個々の特性に応じたプログラムを提供し、集団での共生能力の育成を図るとともに、地域社会への参加を促進してまいりました。

これらの結果として、新たな放課後等デイサービス事業所「ココカラLIFE泉中央教室」(令和7年6月、宮城県仙台市)の開所および既存事業所の稼働率が維持・向上したことから、売上高は前年同期を上回りました。

今後も、地域社会の変化や保護者ニーズに対応した多様な支援サービスの開発・展開を進め、持続的な成長を目指してまいります。



地域力創造事業

売上高

112百万円

(前連結会計年度比55.8%増)

地域力創造事業の当連結会計年度の売上高は112百万円（前連結会計年度比55.8%増）となりました。

地域力創造事業では、政府のデジタル田園都市構想を背景に、自治体への移住・定住の促進および関係人口の創出を目的として、地域おこし協力隊や地域活性化起業人の派遣、ならびに支援対象自治体への伴走支援を通じて、地域課題の解決と事業成長を推進しております。

東急目黒線西小山駅前では、令和2年11月に「Craft Village NISHIKOYAMA」を開設し、地域の活性化および東京と地方自治体を結ぶコミュニティ施設として、独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）との連携による「西小山駅前地区地域まちづくり支援事業」を展開してまいりました。

新潟市万代島地区では、令和3年6月に「万代テラスにぎわい創出事業」を受託し、令和6年12月に「万代テラス賑わい創出のための公共還元型民間活力導入事業」において、同エリアを今後30年間活用する事業予定者として選定されました。令和7年8月には新潟県と事業用定期借地権契約を締結し、バーベキュー施設等の各種施設整備を進めるなど、地域交流と観光振興を両立したPPP（官民連携）モデルの構築を推進してまいりました。

「地域おこし協力隊支援事業」「地域おこし協力隊インターン支援事業」「地域活性化起業人事業」においては、特産品開発や地域ブランド強化、若者の視点を活かした地域課題の解決支援等を通じ、地方創生の推進に取り組んでまいりました。令和7年6月には北海道美瑛町において、同年10月には北海道当麻町において、「地域活性化起業人（企業派遣型）」の派遣を開始しております。

ツーリズム事業においては、令和7年5月に第2種旅行業免許を取得し、地域資源を活用した観光コンテンツの企画・提供を開始いたしました。収益貢献は限定的であるものの、檜葉町および地域関係機関との連携を通じ、今後の成長に向けた事業基盤の構築が進展しております。

これらの結果として、既存自治体案件の進捗に加え、新規案件の受注が増加したことから、売上高は前年同期を上回りました。

今後も、地域資源を活用した事業展開を推進し、地域活性化に資する新たな事業モデルの構築を図ってまいります。



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、69百万円であります。

その主なものは、当社の万代テラスハジマリヒロバ（新潟県新潟市）の建設28百万円、クラフトビレッジ西小山（東京都目黒区）の喫煙所8百万円、連結子会社(株)アルメイツのリスキリング事業所改築10百万円です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

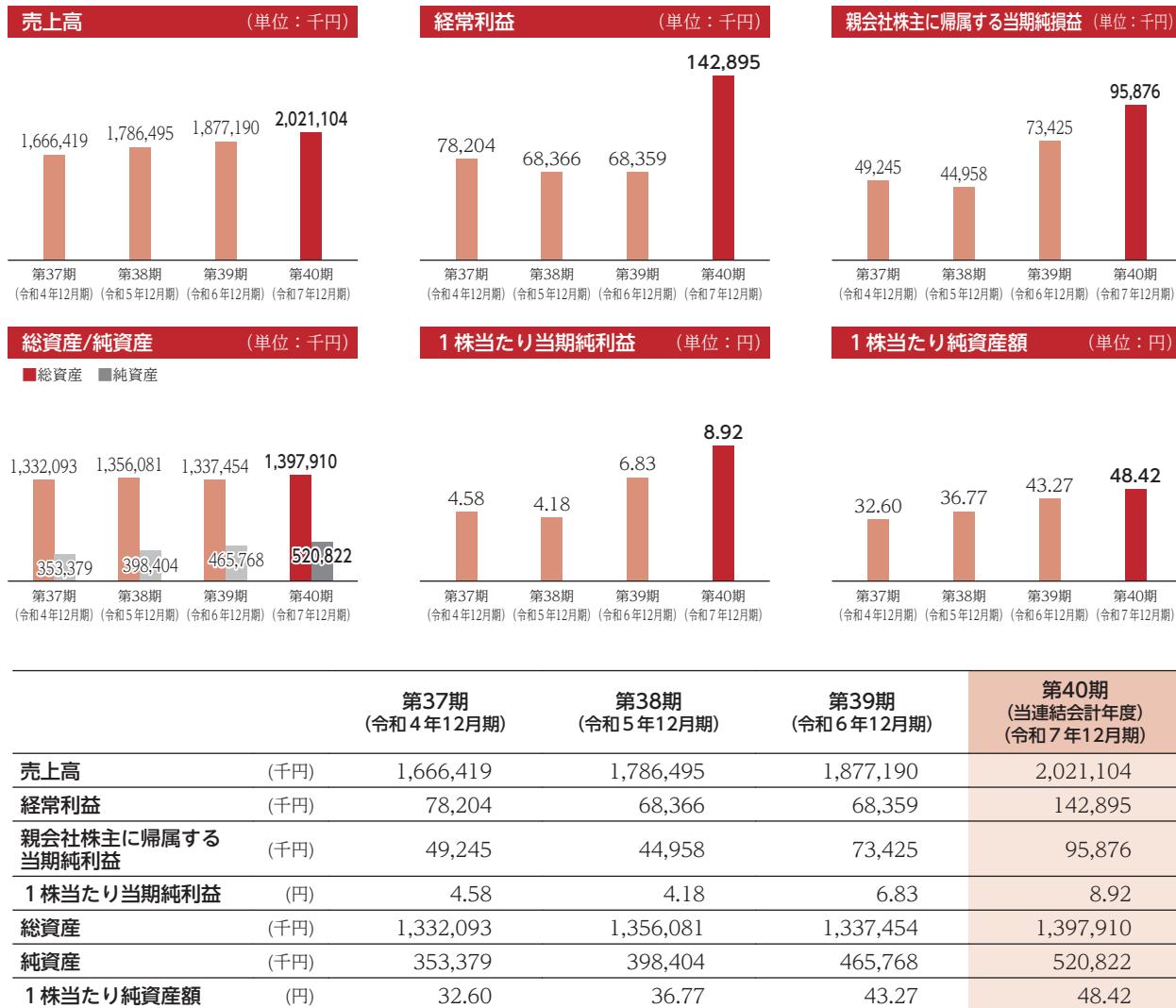
⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アルメイツ	20,000 千円	100	人材派遣・人材紹介事業 (人材派遣、人材紹介、紹介予定派遣、委託請負)
株式会社ピーエイケア	44,000 千円	100	こどもケアサポート事業 (保育、放課後等デイサービス)
株式会社福島インカネイト	20,000 千円	98.75	地域力創造事業 (地域の課題解決サポート)
株式会社ピーエイインカネイト新潟	30,000 千円	100	地域力創造事業 (地域の賑わい創出)
株式会社ピーエイインカネイト北海道	5,000 千円	100	地域力創造事業 (地域の課題解決サポート)

(注) 当連結会計年度において、株式会社ピーエイインカネイト北海道を新規設立いたしました。また、PA VIETNAM CONSULTING COMPANY LIMITED、PA VIETNAM ADVERTISEMENT COMPANY LIMITED及び株式会社PAエンタープライズを清算結了いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは「地域に人を集め 地域に賑わいを創り 地域の人を元気にする」というミッションステートメントを掲げ、地域創生のための様々な事業を展開しております。

①人材ソリューション事業における課題

人材ソリューション事業におきましては、少子高齢化の進行や人材獲得競争の激化を背景に、企業の採用ニーズの高度化・多様化が一層進展しております。このような環境下において、当社グループにおける重要な経営課題は、企業と求職者とのマッチング精度の向上、営業生産性の強化、ならびに営業社員の採用および教育体制の充実であると認識しております。

特に、AIおよびデータ分析技術を活用したマッチング機能の高度化により、求職者のスキル、経験、志向性等を多面的に分析し、企業ニーズとの適合度が高い人材の推薦を行うことで、ミスマッチの低減および採用効率の向上を図ってまいります。

また、営業社員の採用および育成を重点施策と位置づけ、計画的な採用活動の実施と体系的な教育・研修制度の整備を通じて、コンサルティング営業力の強化を進めてまいります。これにより、営業社員一人当たりの生産性向上と提案力の高度化を図り、顧客満足度の向上および継続的な取引関係の構築につなげてまいります。

②人材派遣・人材紹介事業における課題

人材派遣・人材紹介事業におきましては、質の高いサービスの提供を維持しつつ、継続的な業容拡大を実現していくために、中途採用および新卒採用を問わず、優秀な人材の積極的な採用が重要な経営課題であると認識しております。

また、人員の増加に伴い、理念教育や階層別研修の実施等を通じて、教育制度の一層の充実を図り、組織力の強化およびサービス品質の向上に努めてまいります。

③こどもケアサポート事業における課題

こどもケアサポート事業におきましては、出生率の低下および待機児童数の減少が進む一方で、障害児の数が増加するなど、事業環境が大きく変化しております。このような環境下において、当社グループは、放課後等デイサービスを中心に、多様化するニーズに対応した専門的な支援の提供に取り組んでおります。

具体的には、保育と療育の連携を一層強化し、個々の特性に応じた質の高い支援体制の構築を進めることで、サービス価値の向上と収益力の強化を図ってまいります。

また、事業運営の安定化に向けて、職員のキャリアパス支援や離職率の低減に取り組むとともに、集中採用および効率的な人員配置を通じたコスト抑制を進め、収益基盤の安定化を目指してまいります。

さらに、引き続き優秀な人材の採用および育成に注力し、サービスの質の向上と事業展開スピードの維持を両

立させることで、持続的な事業成長を実現してまいります。

④地域力創造事業における課題

地域力創造事業におきましては、人口減少や少子高齢化、事業後継者不足といった日本社会の構造的課題を背景に、二拠点居住や関係人口の拡大を通じた地域活性化の重要性が一層高まっております。政府においても「ふるさと住民登録制度」が所信表明演説に盛り込まれるなど、地域との継続的な関係人口の創出が重要な政策テーマとなっております。

このような環境下において、当社グループは、地域の魅力を創造し、地域経済の活性化につなげることを目的として、商工農の各分野において、自治体、地域企業および地域住民と連携しながら、地域が自立的に活性化する仕組みづくりを推進しております。

また、地方自治体に対する営業活動を強化し、各種補助金・交付金制度や地域振興施策と連動した企画提案を行うことで、公民連携事業の受注拡大および安定的な事業基盤の構築を図ってまいります。

さらに、一過性の取り組みにとどまらず、地域に根付いた持続的な事業とするため、収益化を見据えた新たなビジネスモデルの開発や公民連携事業への積極的な参画を通じて、事業の継続性および収益性の向上を図り、地域課題の解決と当社グループの成長の両立を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (令和7年12月31日現在)

私たちピーエイグループは、「全国の個性豊かな地域の活性化を通じて、日本全体の活性化を図る」という理念のもと、「地域に人を集め、賑わいを創り、地域の人々を元気にする」ことを使命として、さまざまな事業を展開しております。

地域企業に優れた人材が集まるよう、多様なメディアを活用した人材ソリューション事業をはじめ、人材派遣事業および人材紹介事業を通じて、地域の雇用創出と産業基盤の強化に取り組んでおります。

また、女性の社会進出を支援する保育事業や、障害を持つ子どもたちに安全で教育的な環境を提供するため、保育と療育の連携を強化したこどもケアサポート事業を展開し、地域社会における安心と持続可能な成長を支えております。

さらに、地域の遊休資産を活用し、地域活性化のプラットフォームを再生する事業にも取り組んでおり、「コミュニティ」をキーワードに、人と人との豊かなつながりや前向きなエネルギーを創出することで、新たな価値と賑わいの創造を目指しております。これらの活動を通じて、新たな出会いを生み出し、地域課題の解決と地域経済の活性化に貢献してまいります。

私たちは、それぞれの地域に豊かなライフスタイルを提案し、新たな感動を創造し続ける企業でありたいと考えております。人と地域とのつながりを大切に、地域の社会課題を自社の課題として捉え、事業を通じて社会的使命を果たすことが、私たちの目指す姿です。地域のつながりが人々の助け合いへと広がり、より良い社会の実現につながると信じています。

ピーエイグループは、「お客様の課題を解決する商品とサービスを提供し、お客様の笑顔と感動を実現する」というミッションを掲げ、Change（変革）、Challenge（挑戦）、Create（創造）の3Cを「ピーエイの魂」として位置づけております。創業の精神をチームスピリットに反映させ、チームワークを重視した経営を通じて、持続的な成長と社会価値の創出を目指してまいります。

(6) 主要な営業所 (令和7年12月31日現在)

当社	本店：福島県双葉郡楢葉町、東京本社・クラフトビレッジ西小山：東京都目黒区、新潟営業所：新潟県新潟市、長岡営業所：新潟県長岡市、長野営業所：長野県長野市、松本営業所：長野県松本市、郡山営業所：福島県郡山市、いわき営業所：福島県いわき市、宮城営業所：宮城県仙台市、岩手営業所：岩手県盛岡市、千葉営業所：千葉県成田市、茨城営業所：茨城県神栖市、京都事業所：京都府京都市
株式会社アルメイツ	本社・新潟営業所：新潟県新潟市、長岡営業所：新潟県長岡市 長野営業所：長野県長野市
株式会社ピーエイケア	本社・ココカラ開成・ココカラ虎丸・ココカラ安積：福島県郡山市、ココカラ五橋・ココカラ荒巻：宮城県仙台市、ココカラ上桑島・ココカラ雀宮：栃木県宇都宮市、ココカラLIFE水門教室・ココカラLIFE七ツ池教室・ココカラLIFE西ノ内教室：福島県郡山市 ココカラLIFE新島教室：新潟県新潟市、ココカラLIFE南光台教室・ココカラLIFE泉中央教室：宮城県仙台市
株式会社福島インカネイト	本社：福島県双葉郡楢葉町
株式会社ピーエイインカネイト新潟	本社・万代テラスハジマリヒロバ：新潟県新潟市
株式会社ピーエイインカネイト北海道	本社：北海道上川郡美瑛町

(7) 使用人の状況 (令和7年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
人材ソリューション事業	44 (5) 名	△5 (△3) 名
人材派遣・人材紹介事業	9 (1)	- (△1)
こどもケアサポート事業	85 (49)	5 (6)
地域力創造事業	11 (15)	3 (5)
全社 (共通)	10 (1)	3 (-)
合 計	159 (71)	6 (7)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
61 (19) 名	△3 (-) 名	38.2歳	7.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員、アルバイト) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (令和7年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	380
株式会社りそな銀行	150
株式会社みずほ銀行	40
株式会社東邦銀行	10

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和7年12月31日現在)

① 発行可能株式総数	40,147,200株
② 発行済株式の総数	11,229,800株
③ 株主数	7,406名
④ 大株主	

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社PLEASANT	2,916	27.12
加藤 博敏	1,481	13.77
加藤 郁子	914	8.50
金子 美由紀	664	6.18
加藤 一裕	664	6.18
増田 明彦	68	0.63
加藤 美恵子	55	0.51
佐伯 高史	40	0.37
中野 進	23	0.22
花房 太郎	20	0.19

(注) 1. 当社は、自己株式を476千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (令和7年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	加藤 博敏	(株)アルメイツ取締役、(株)ピーエイケア取締役、(株)福島インカネイト代表取締役、(株)ピーエイインカネイト新潟代表取締役、(株)ピーエイインカネイト北海道取締役
取締役	垣内 康晴	(株)アルメイツ取締役、(株)ピーエイケア取締役、(株)ピーエイインカネイト新潟取締役、(株)ピーエイインカネイト北海道取締役
取締役	桂川 梢	(株)アルメイツ取締役、(株)ピーエイケア取締役
取締役	深谷 弦希	SHOEI CHINA Co.,Limited 理事長
取締役	丹波 史紀	立命館大学産業社会学部教授
常勤監査役	忠地 奈美	(株)アルメイツ監査役、(株)ピーエイケア監査役
監査役	植木 昌成	(株)パティオ代表取締役
監査役	松田 聡	松田税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役の深谷弦希氏及び丹波史紀氏は社外取締役であります。
2. 監査役の植木昌成氏及び松田聡氏は社外監査役であります。
3. 当社は、取締役深谷弦希氏、取締役丹波史紀氏、監査役植木昌成氏、監査役松田聡氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役の松田聡氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役深谷弦希氏、丹波史紀氏及び各社外監査役植木昌成氏、松田聡氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項が規定する額のいずれか高い額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

当社は、補償契約を締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填することとしております。当該保険系契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象としないこととしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 (名)	基本報酬額 (百万円)
取締役	5	12
監査役	3	4
合計	8	16
(うち社外取締役)	(2)	(0)
(うち社外監査役)	(2)	(0)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額1,000百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月15日開催の第14回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア 基本方針

当社取締役の個人別報酬等の額又はその算定方法は、客観性と合理性を確保するために過半数の独立社外取締役で構成する報酬委員会で諮問を行い、その答申を受けて、令和3年3月29日開催の取締役会において、取締役報酬等の内容に係る基本方針を決議しております。

- ・各取締役の役割及び責任に応じた報酬体系とし、透明性と公平性を確保する。
- ・報酬体系及び水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行うこととする。

イ 報酬の構成

- ・取締役の報酬は、役位に応じ、固定金額の基本報酬のみとする。
- ・社外取締役の報酬及び監査役の報酬は、固定金額の基本報酬のみとする。

ウ 基本報酬

当該事業年度に係る役員報酬は、当社取締役の基本報酬額の算定について、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の決議により決定しております。また、各監査役については、監査役の協議の上、決定しております。

エ その他

退任時の慰労金は支給致しません。

⑦ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役深谷弦希氏及び取締役丹波史紀氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

監査役植木昌成氏及び監査役松田聡氏の各兼職先と当社の間には、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 深谷弦希	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回全てに出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には2回のうち2回全てに出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 丹波史紀	<p>就任後、当事業年度に開催された取締役会20回のうち14回に出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、過半数以上が社外役員で構成される報酬委員会の委員として、報酬委員会には2回のうち2回全てに出席しており、当社の役員報酬等の決定過程における客観性・透明性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 植木昌成	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回全てに出席するとともに、監査役会7回のうち5回に出席いたしました。長年会社経営に携わった経験を活かして、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 松田 聡	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち17回出席するとともに、監査役会7回のうち6回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言や監督を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性と適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人東海会計社

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係る報酬等の額	18
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについては必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、経営管理部が中心となって、業務プロセスや規程の整備、評価・監視体制の強化により、取締役の職務執行の適正を確保します。また、違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社では、情報管理規程や文書管理規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する体制を構築します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを把握・管理するため、リスク管理規程等を制定し、経営管理部が中心となって、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行います。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、取締役の業務執行の効率性を確保するよう努めます。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、企業理念・行動規範・役職員活動指針においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容について情報システムを通じて全職員に徹底します。また、経営管理部が中心となって、体制強化に努めます。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じてグループ全体の業務運営を管理するとともに、グループ各社の内部統制システムの整備を進めます。また、情報の保存管理、リスク管理、コンプライアンス等、グループ全社で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図り、監査役会による監査体制を構築します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会が、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等補助業務に十分な専門性を有する者を配置することとします。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会は、配置すべき職務補助者の選任等に関して意見を述べるができるものとします。また、配置された補助者は、その補助業務に関しては取締役からの指揮は受けないものとします。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人が監査役会に報告すべき事項を定める規程を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については直ちに監査役会に報告することとします。また、監査役会が使用人等から直接報告を受けられるように内部通報制度を導入しております。

⑩ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けない旨の社内規程を定めております。

⑪ 監査役の仕事の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査費用を支弁するための予算を確保します。また、監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑫ その他監査役の仕事が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する、などを行うことができるものとします。

⑬ 内部統制システムの運用状況の概要に関する事項

当社は、取締役会において決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムを整備し運用しております。当事業年度の開始時には、社員向けに経営方針、経営課題、対応方針等を説明し、全社員の意識の統一化を図っております。期中においては、当社の持続的成長への妨げと成りえる事業を対象にリスク管理を実施し、グループ全社による対応方針と実施状況を取締役に報告しております。また、「企業倫理要領」及びコンプライアンス体制に係る規定を制定し、コンプライアンス監査、コンプライアンス研修等の運用しております。

事業年度末においては、内部監査室による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しないことを確認しております。

(6) 親会社等との間の取引に関する事項

当社代表取締役会長兼社長である加藤博敏氏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、加藤博敏氏に貸付をしております。

① 取引に当たって当社の利益を害さないよう留意した事項

当社は親会社等の加藤博敏氏と取引を行う場合には、一般的な取引条件を参考に、適正な条件で行うことを基本方針とし、取引内容および取引の妥当性について、少数株主の利益に相反しないかどうか慎重に検討して実施しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断および理由

当該取引が当社の利益を害さないかどうかについては、取締役会が判断し、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員の経営監視・監督のもと、取引の公平性を確保することで、少数株主に不利益を与えないものと判断いたしました。

③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の該当意見

該当事項はありません。

上記の内容は、当事業年度末現在で記載をしております。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では株主の皆様への適正かつ安定的な利益配分を、経営上の最重要課題の一つと認識し、各期の業績と必要な投資、内部留保等を勘案のうえ、配当を通じた株主の皆様への利益配分を実施することを基本方針としております。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、中間配当及び期末配当について取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨、定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	1,098,495	1,094,661
現金及び預金	803,665	824,305
受取手形、売掛金及び契約資産	224,611	189,426
棚卸資産	195	151
その他	71,938	83,689
貸倒引当金	△1,916	△2,911
固定資産	299,415	242,793
有形固定資産	177,384	151,649
建物及び構築物	98,316	109,981
土地	36,038	36,038
建設仮勘定	28,422	—
その他	14,606	5,629
無形固定資産	240	344
その他	240	344
投資その他の資産	121,790	90,799
長期貸付金	—	4,980
退職給付に係る資産	33,499	32,532
繰延税金資産	2,750	—
敷金及び保証金	79,707	39,707
その他	6,214	16,855
貸倒引当金	△382	△3,276
資産の部合計	1,397,910	1,337,454

科目	当期	(ご参考) 前期
負債の部		
流動負債	766,588	706,074
支払手形及び買掛金	35,612	30,580
短期借入金	490,000	450,000
1年内返済予定の長期借入金	55,008	55,008
未払金	78,994	72,065
未払法人税等	12,995	5,418
賞与引当金	22,208	12,170
株主優待引当金	8,577	24,784
その他	63,191	56,046
固定負債	110,499	165,611
長期借入金	35,464	90,472
退職給付に係る負債	20,536	17,079
繰延税金負債	3,255	9,590
資産除去債務	39,923	39,910
預り保証金	11,320	8,560
負債の部合計	877,087	871,686
純資産の部		
株主資本	521,276	470,598
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	267,003	267,022
利益剰余金	315,626	264,911
自己株式	△71,353	△71,335
その他の包括利益累計額	△669	△5,324
その他有価証券評価差額金	△669	△1,420
為替換算調整勘定	—	△3,904
非支配株主持分	215	494
純資産の部合計	520,822	465,768
負債純資産の部合計	1,397,910	1,337,454

連結損益計算書 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		2,021,104		1,877,190
売上原価		1,235,798		1,104,766
売上総利益		785,306		772,424
販売費及び一般管理費		657,815		705,260
営業利益		127,491		67,163
営業外収益				
受取利息	1,399		294	
受取配当金	170		230	
投資有価証券売却益 為替差益	6,433		3,771	
助成金収入	—		930	
補助金収入	1,185		—	
協賛金収入	6,600		—	
その他	2,970		—	
	3,623	22,381	4,617	9,844
営業外費用				
支払利息	6,636		5,413	
投資有価証券評価損	—		1,801	
その他	341	6,977	1,433	8,648
経常利益		142,895		68,359
特別利益				
固定資産売却益	736		186	
訴訟関連収入	2,623	3,359	5,000	5,186
特別損失				
関係会社整理損	3,484		3,511	
減損損失	23,093		—	
固定資産除却損	146		—	
訴訟関連損失	702	27,427	1,956	5,467
税金等調整前当期純利益		118,827		68,078
法人税、住民税及び事業税	31,780		19,072	
法人税等調整額	△8,618	23,161	△21,632	△2,559
当期純利益		95,665		70,637
非支配株主に帰属する当期純利益		△211		△2,787
親会社株主に帰属する当期純利益		95,876		73,425

連結株主資本等変動計算書 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	10,000	267,022	264,911	△71,335	470,598
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△45,161		△45,161
親会社株主に帰属する当期純利益			95,876		95,876
連結子会社の増資による持分の増減		△18			△18
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	△18	50,714	△17	50,678
当連結会計年度末残高	10,000	267,003	315,626	△71,353	521,276

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△1,420	△3,904	△5,324	494	465,768
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△45,161
親会社株主に帰属する当期純利益					95,876
連結子会社の増資による持分の増減					△18
自己株式の取得					△17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	750	3,904	4,655	△278	4,376
当連結会計年度変動額合計	750	3,904	4,655	△278	55,054
当連結会計年度末残高	△669	－	△669	215	520,822

計算書類

貸借対照表 (令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期	科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	724,098	773,018	流動負債	627,605	591,152
現金及び預金	512,337	567,780	買掛金	34,235	29,860
受取手形、売掛金及び契約資産	143,586	135,596	短期借入金	490,000	450,000
前渡金	400	1,337	1年内返済予定の長期借入金	48,000	48,000
前払費用	6,620	8,132	未払金	22,050	16,633
その他	62,825	64,232	未払費用	6,461	5,582
貸倒引当金	△1,670	△4,060	未払法人税等	2,083	—
固定資産	287,722	230,871	未払消費税等	7,117	7,062
有形固定資産	83,540	65,797	前受金	86	541
建物	7,245	22,964	預り金	7,807	7,664
構築物	2,905	5,056	株主優待引当金	8,577	24,784
車両運搬具	4,786	—	その他	1,185	1,024
工具、器具及び備品	4,140	1,738	固定負債	60,645	107,612
土地	36,038	36,038	長期借入金	32,000	80,000
建設仮勘定	28,422	—	繰延税金負債	—	1,726
投資その他の資産	204,181	165,073	資産除去債務	17,425	17,425
関係会社株式	108,750	89,030	預り保証金	11,220	8,460
出資金	116	116	負債の部合計	688,250	698,765
前払年金費用	33,499	32,532	純資産の部		
繰延税金資産	1,370	—	株主資本	324,239	306,544
敷金及び保証金	56,369	28,167	資本金	10,000	10,000
長期前払費用	42	221	資本剰余金	267,120	267,120
その他	4,415	15,801	その他資本剰余金	267,120	267,120
貸倒引当金	△382	△796	利益剰余金	118,471	100,759
資産の部合計	1,011,821	1,003,889	利益準備金	2,500	—
			その他利益剰余金	115,971	100,759
			繰越利益剰余金	115,971	100,759
			自己株式	△71,353	△71,335
			評価・換算差額等	△669	△1,420
			その他有価証券評価差額金	△669	△1,420
			純資産の部合計	323,570	305,124
			負債純資産の部合計	1,011,821	1,003,889

損益計算書 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	当期		(ご参考) 前期	
売上高		1,007,541		1,038,516
売上原価		436,117		423,092
売上総利益		571,363		615,423
販売費及び一般管理費		510,104		574,683
営業利益		61,258		40,740
営業外収益				
受取利息	1,015		324	
受取配当金	170		50,230	
受取手数料	10,529		9,760	
投資有価証券売却益	6,433		3,771	
為替差益	—		1,822	
補助金収入	6,600		—	
協賛金収入	2,970		—	
貸倒引当金戻入額	—		22,762	
その他	2,047	29,767	1,677	90,349
営業外費用				
支払利息	6,388		5,043	
投資有価証券評価損	—		1,801	
その他	302	6,690	924	7,768
経常利益		84,335		123,321
特別利益				
固定資産売却益	728		160	
訴訟関連収入	2,623	3,351	5,000	5,160
特別損失				
関係会社整理損	2,257		—	
関係会社株式評価損	—		34,316	
減損損失	23,093		—	
固定資産除却損	146		—	
訴訟関連損失	702	26,200	1,956	36,272
税引前当期純利益		61,486		92,208
法人税、住民税及び事業税	2,092		2,287	
法人税等調整額	△3,479	△1,387	△10,838	△8,550
当期純利益		62,874		100,759

株主資本等変動計算書 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本計
		その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金繰上	利益剰余金計		
当期首残高	10,000	267,120	267,120	-	100,759	100,759	△71,335	306,544
当期変動額								
剰余金の配当				2,500	△47,661	△45,161		△45,161
当期純利益					62,874	62,874		62,874
自己株式の取得							△17	△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	2,500	15,212	17,712	△17	17,694
当期末残高	10,000	267,120	267,120	2,500	115,971	118,471	△71,353	324,239

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,420	△1,420	305,124
当期変動額			
剰余金の配当			△45,161
当期純利益			62,874
自己株式の取得			△17
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	750	750	750
当期変動額合計	750	750	18,445
当期末残高	△669	△669	323,570

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年2月27日

株式会社ピーエイ
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 神谷善昌
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和7年1月1日から令和7年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和8年2月27日

株式会社ピーエイ
取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 公認会計士 大島幸一
業務執行社員
代表社員 公認会計士 神谷善昌
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ピーエイの令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年2月28日

株式会社ピーエイ 監査役会

常勤監査役 **忠地奈美** ㊞

監査役
(社外監査役) **植木昌成** ㊞

監査役
(社外監査役) **松田 聡** ㊞

以 上

《ご参考》株主優待に関するお知らせ

株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの皆様に当社株式を保有していただくことを目的として、株主優待制度を導入しております。

1. 対象の株主様

毎年12月末日時点（基準日）の株主名簿に記載または記録された株主様のうち、当社株式1,000株（10単位）以上を保有する株主様を対象とします。

2. 株主優待制度の内容

令和7年12月末日を基準日とする株主優待制度

保有株式数	保有期間	優待内容
1,000株以上	1年以上継続保有 (注1)	Amazonギフト券 10,000円分及び「Craft Village NISHIKOYAMA」 ドリンク券(注2) 2,000円分

令和8年12月末日を基準日とする株主優待制度

保有株式数	保有期間	優待内容
1,000株以上	2年以上継続保有 (注3)	Amazonギフト券 5,000円分

(注1) 保有期間1年以上とは、同一株主番号で12月末日基準の株主名簿に2回以上連続して各区分の保有株式数を記載または記録されていることとしております。

(注2) 「Craft Village NISHIKOYAMA」（東京都目黒区原町1-7-8）内ピーエイ店にてご利用いただけます。

(注3) 保有期間2年以上とは、同一株主番号で12月末日基準の株主名簿に3回以上連続して各区分の保有株式数を記載または記録されていることとしております。

3. ご注意

当社株主名簿に記載されている株主番号が変更されると、上記継続保有の条件から外れますのでご注意ください。

また、複数の証券会社利用や、特定口座とNISA口座の利用等で、登録情報の相違により「保有株式数」が合算されない場合もあります。

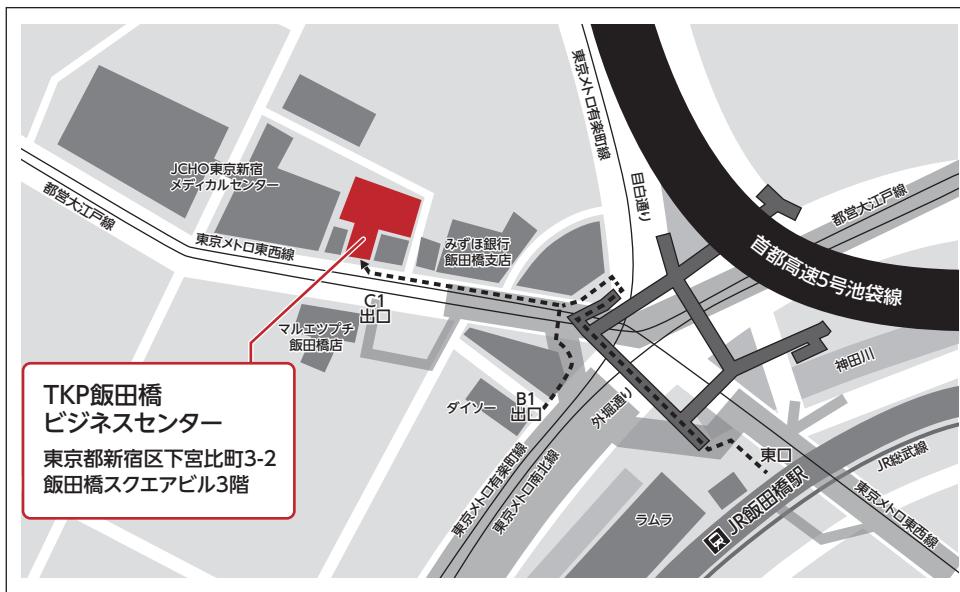
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区下宮比町3番2号 飯田橋スクエアビル3階
TKP飯田橋ビジネスセンター
TEL 03-5803-6310

交通

J R 飯田橋駅 東口より徒歩約3分
地 下 鉄 飯田橋駅 B1出口より徒歩約1分



【お願い】

- 席数に限りがございますので、議決権の行使は書面による方法もご検討ください。会場へのご来場にも関わらず、入場できない可能性がございます。また、お土産のご用意はございませんので、予めご理解いただけますようお願い申し上げます。
- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。